

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から57年12月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和58年4月から同年6月まで
④ 昭和58年7月から60年3月まで

申立期間①について、20歳になった昭和55年当時、私は学生だったので、国民年金の加入手続をしなかったが、57年12月頃にA市町村役場から電話で、「未納の国民年金保険料を納付すると、将来年金を受け取れる。」との説明を受け、父が私の加入手続をし、20歳に遡ってまとめて保険料を納付したはずである。

また、申立期間②から④までについては、父から、「国民年金に加入した後は、昭和58年1月からB銀行C支店の口座振替を利用し、毎月、家族3人（父、母及び申立人）分の定額保険料と付加保険料を納付していた。」と聞いている。現在の記録では、申立期間②及び④は定額保険料だけ納付となっているが、付加保険料も納付していたはずであり、申立期間③は未納とされているが、両親と一緒に定額保険料と付加保険料を納付していたはずである。申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、「父が、家族3人（父、母及び申立人）分の定額保険料及び付加保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人は、オンライン記録に納付記録がある昭和58年1月以降は、申立期間③を除き、定額保険料を全て納付している上、申立人の保険料を納付していたとされる父親は、自身及びその妻の保険料を、申立期間を含めて全て納付していることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間③の直前の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの定額保険料は 60 年 4 月 16 日に、直後の 58 年 7 月から同年 9 月までの保険料は 60 年 10 月 29 日に、58 年 10 月から同年 12 月までの保険料は 61 年 1 月 29 日に、59 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 61 年 4 月 30 日にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、申立期間③を含む上記期間の保険料については、社会保険事務所（当時）から過年度保険料の分割納付書を作成してもらい、計画的に納付していたことがうかがえることから、3 か月と短期間である申立期間③の定額保険料についても、過年度納付したと考えることに不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間①の定額保険料及び申立期間②から④までの付加保険料については、申立人は、「父が、昭和 57 年 12 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①については遡って一括で納付した。申立期間②から④については、両親の保険料と一緒に私の付加保険料も納付していた。」と主張するが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 59 年 6 月 20 日（実際に加入手続を行ったのは、当該払出簿に記載された申立人の前後の被保険者の資格取得の日付から、60 年 3 月又は同年 4 月と推認できる。）、資格取得日は 55 年*月*日まで遡及していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は上記の手帳記号番号と一致していることから、申立人は、60 年 3 月又は同年 4 月に行った国民年金の加入手続について、57 年 12 月頃に行ったと誤解しているものと考えられる。

また、申立期間①の定額保険料については、上記のとおり、申立人の加入手続が行われたものと推認できる昭和 60 年 3 月又は同年 4 月の時点では、制度上、時効により納付できない上、申立人は、当該時点で時効に至らない 58 年 1 月以降の保険料から過年度納付を開始していることが確認でき、その記録に不自然さはうかがえない。

さらに、昭和 57 年 12 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行った場合、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間②から④までの付加保険料については、制度上、遡って付加年金に加入することはできないとされており、オンライン記録によると、申立人は、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できる昭和 60 年 3 月又は同年 4 月頃と同時期である、同年 4 月に付加年金に加入している記録が確認でき、その記録に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の父が申立期間①の定額保険料及び申立期間②から④までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料(定額保険料)を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に夫婦で国民年金に加入して以降、A 市町村役場 B 支所や C 銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を未納が無いように納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して以降、その夫が自ら経営する D 社において厚生年金保険に加入した 52 年 4 月以降も国民年金に任意加入し、申立期間の合計 6 か月を除き、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫が厚生年金保険に加入し、申立人に係る国民年金について、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更の届出が行われたものと推認できる昭和 52 年 4 月は、申立期間②の直後の時期であり、申立人は、その後の国民年金保険料を納付していることから、申立期間②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、「申立期間当時の生活環境や経済状況に変化は無かった。」と述べているとともに、その夫は、「申立期間当時は二つの会社を経営し、その経営も順調であった。」と述べているところ、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無い上、オンライン記録により、申立人の夫に係る D 社における昭和 52 年 4 月当時の標準報酬月額、同社における申立期間①当時の従業員 4 人の標準報酬月額及び申立期間②当時の従業員 5 人の標準報酬月額を確認した結果、申立期間に係る国民年金保険料を納付するだけの

資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 43 年 10 月 29 日にA株式会社B事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得し、44 年 4 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万 5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 29 日から 44 年 4 月 16 日まで

私は、A株式会社B事業所には昭和 42 年度、43 年度、44 年度、45 年度及び 48 年度の 5 回出稼ぎに行っているが、43 年度だけ厚生年金保険の加入記録が無い。

全ての年度とも弟と一緒にだったが、弟は全て加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び一緒に勤務したとする申立人の弟の供述から、申立人は申立期間においてA株式会社B事業所に勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名ではあるが、生年月日が申立人と異なる昭和 20 年 7 月 1 日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が 43 年 10 月 29 日、資格喪失日が 44 年 4 月 16 日）が確認できる。また、上記の未統合記録は、申立人のA株式会社B事業所における雇用保険の加入記録と一致していることが確認できる上、雇用保険の記録において、上記の未統合記録と同姓同名で、かつ、生年月日が同一である被保険者は存在しない。

さらに、申立人は、雇用保険の記録から確認できる 5 回のA株式会社B事業所での出稼ぎ期間について、申立期間を除き厚生年金保険の加入記録と雇

用保険の加入記録は一致していることが確認できる上、申立人が5回とも一緒に出稼ぎに行ったとする申立人の弟は、申立期間を含めて全て厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和43年10月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年4月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述のA株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から14年10月1日までの期間、14年12月1日から15年5月1日までの期間及び15年6月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、9年10月から12年3月までは20万円に、12年4月から13年2月までは22万円に、13年3月から14年9月までは26万円に、14年12月から15年3月までは26万円に、15年4月は32万円に、同年6月から同年8月までは32万円に、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から15年10月1日まで

「ねんきん特別便」が届いたので、株式会社Aに勤務していた申立期間に係る記録を確認したところ、厚生年金保険料の納付額が、私が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額と相違していることが分かった。

給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ

か低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年10月から10年7月までの期間、11年1月から14年9月までの期間、14年12月から15年4月までの期間、15年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額、並びに株式会社Aでは厚生年金保険料控除は翌月控除だったとしていることを踏まえると、9年10月から10年7月までは20万円に、11年1月から12年3月までは20万円に、12年4月から13年2月までは22万円に、13年3月から14年9月までは26万円に、14年12月から15年3月までは26万円に、15年4月は32万円に、同年6月から同年8月までは32万円に、同年9月は30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成10年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、当該期間の給与明細書は無い（若しくは、申立人から提出された給与明細書からは、厚生年金保険料控除額又は報酬月額のいずれかが確認できない）ものの、当該期間の前後の期間の給与明細書から推認される厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が長期間にわたりオンライン記録の標準報酬月額と一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成14年10月及び同年11月、15年5月については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

秋田厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月中旬から48年4月中旬まで
私は、A株式会社の社員だった義兄の紹介で、昭和46年から52年までの毎年11月中旬から翌年の4月中旬まで、同社に出稼ぎに行き、季節労働者として勤務した。年金事務所の回答では、出稼ぎに行った期間のうち、申立期間の加入記録が無いとのことだが、当該期間についても勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和46年から52年まで毎年、11月中旬から翌年4月中旬までA株式会社に出稼ぎに行き、厚生年金保険に加入していたので、申立期間だけ加入記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間以外については、厚生年金保険の加入記録と一致するA株式会社における雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立期間については、別事業所（有限会社B及びC事業所）での雇用保険の加入記録が確認できる。

また、A株式会社では、「当社が保管する従業員の勤務記録を確認したところ、申立期間以外の出稼ぎ期間の勤務記録はあるが、申立期間については無いので、申立期間は当社に勤務していないと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間と一緒に出稼ぎに行くと記憶する同僚は、申立期間について別事業所での厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できる上、「申立期間において、A株式会社には出稼ぎに行っていない。」と述べている。

加えて、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付

していることが確認できる。

- 2 一方、申立期間について、雇用保険の記録では、昭和 47 年 11 月 5 日から同年 12 月 25 日までの期間については有限会社Bに、48 年 1 月 10 日から同年 4 月 15 日までの期間についてはC事業所における加入記録が確認できることから、申立人は、これらの事業所に出稼ぎに行っていたことがうかがえる。

しかしながら、有限会社Bについては、オンライン記録を確認したが、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、C事業所について、申立人は、「同事業所に出稼ぎに行ったのは昭和 45 年 11 月であり、義弟と一緒に出稼ぎに行った。」と述べているが、雇用保険の記録では、45 年 11 月 15 日から 46 年 4 月 15 日までの期間については、別事業所（D株式会社E事業所）での加入記録が確認でき、申立人の記憶は曖昧である。

さらに、C事業所に申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する義弟は、「申立人とは、同事業所に一回、一緒に出稼ぎに行った。私は、数回出稼ぎに行っているが、同事業所では厚生年金保険の加入が無かった。」と述べている。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A事業所で昭和 26 年度から毎年、春から秋まで働き、31 年度からはB作業員となり、厚生年金保険に加入している。46 年度に共済組合に加入するまで、33 年度以外は、毎年 4 月又は 5 月から勤務し厚生年金保険に加入しているが、同年度だけ資格取得日が 8 月 1 日となっている。同年度も 5 月から勤務したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録、雇用台帳及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間を含む昭和 33 年 4 月 26 日から同年 11 月 26 日まで、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所が保管する申立人の雇用台帳によると、昭和 33 年度の雇用保険の加入期間は昭和 33 年 4 月 26 日から同年 10 月 28 日までと記載されているが、健康保険及び厚生年金保険は同年 8 月 1 日から同年 11 月 26 日までと記載されており、同事業所では、「雇用台帳に記載されたとおりに、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入手続を行ったと考えられる。」と回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和 33 年度に厚生年金保険の資格を取得している事業所整理記号は、同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が同僚として記憶する 14 人を含む 299 人が、同日付けで当該事業所整理記号において資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所では、昭和 32 年度までは、別の事業所整理記号により厚生年金保険の適用事業所となっており、31 年度は申立人を含む 222 人が資格を取得し、32 年度は申立人を含む 251 人が資格を取得しているが、33 年度に

おいては当該事業所整理記号で資格を取得している者は確認できない。

加えて、申立人が記憶する同僚 14 人のうち、連絡先が判明し回答が得られた 5 人は、「申立人が申立期間に勤務していたことは覚えている。」と証言しているものの、厚生年金保険料の控除については、具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月1日から同年7月17日まで

私は、A有限会社に、昭和55年から60年12月末まで継続して勤務していたが、そのうち60年1月1日から同年7月17日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A有限会社に、昭和55年から60年12月末まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、A有限会社を昭和59年12月31日に離職し、60年7月17日に再度、資格を取得した記録となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A有限会社の複数の同僚から聴取したが、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、当時のA有限会社の工場長及び同僚は、「仕事の暇な時期は職員の一部を休ませ、その間は失業手当を受給させており、厚生年金保険は途切れていた。」と証言しているところ、同社に係るオンライン記録によると、複数の同僚に申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者期間の欠落がみられる。

加えて、雇用保険の特例一時金を受給するためには、本人が受給手続きすることとされているところ、雇用保険特例受給資格者証から、申立人は、昭和60年1月21日に特例一時金を受給していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月1日まで

私は、昭和36年4月からA事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が38年3月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和38年3月1日とされているが、36年4月から勤務していた。」と主張しているところ、申立人が申立期間において同事業所に勤務していた事実については、同事業所の事業主及び事務担当者が既に死亡しており確認できない上、当時の複数の同僚から聴取したものの、申立人が申立期間において勤務していたとする証言は得られなかった。

また、申立人が自身よりも1、2か月後に入社したと記憶する同僚は、「私がA事業所で勤務した期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。」と証言しているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の資格取得日の2か月後の昭和38年5月1日であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する別の同僚二人も、「私のA事業所における入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1020（事案 466 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 5 月 1 日まで
有限会社Aに勤務した申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと前回申立てをしたが、記録訂正は必要でないとの回答を受け取った。

その後、当時の同僚から、私が有限会社Aに係る厚生年金保険に加入していたのは間違いないとの証言が得られたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、有限会社Aの事業主が、「申立人については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していること、当時の複数の同僚が、「申立人は一年も勤務していなかった。」と証言しており、申立人の勤務時期等に関する記憶が曖昧であることなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の再申立てに当たり、「当時の同僚が、私が厚生年金保険に加入していたのは間違いないと証言しているので、再調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、当委員会において、上記の同僚から聴取したものの、当該同僚は、「申立人とは、一般論として会社に勤務していれば厚生年金保険に加入しているといったことを話したが、私と申立人とは有限会社Aでの入社時期が相違しており、申立人の入社時期及び厚生年金保険の加入の有無については分からない。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態

及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、有限会社Aの事業主から再度聴取したところ、「正社員については厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたが、申立人は正社員ではなかったため、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていなかった。」と証言していることから、前述の同僚を含め、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる11人について雇用保険の加入記録を調査したところ、11人全員の加入記録が確認できるものの、申立人については雇用保険の加入記録が無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 9 月まで
有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円とされているが、当時は給与が2年ごとに4,000円ずつ上がっていたので、昭和62年10月から平成元年9月までは8万4,000円ぐらい、元年10月から3年9月までは8万8,000円ぐらい支給されていたと記憶している。

申立期間に係る標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が8万円とされているが、昭和62年10月から平成元年9月までは8万4,000円ぐらい、同年10月から3年9月までは8万8,000円ぐらいの給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、有限会社Aの事業主は、「当時の賃金台帳及び厚生年金保険の届出資料は保管していない。」と回答しており、同社における申立人の報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は8万円と記録されているところ、当該標準報酬月額が遡及して引き下げられている等の記録訂正の形跡は無い上、申立期間において4回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されていることを踏まえると、申立人が主張する報酬月額を届け出たにもかかわらず、そのいずれにおいても、社会保険事務所（当時）が誤って標準報酬月額を決定し記録したとは考え難い。

さらに、申立人は、「私は事業主の妻であり、給与を含む経理事務及び社会保険の届出事務を行っており、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算

定基礎届の届出事務についても自身で行っていた。」と述べていることから、申立人は申立期間当時、自身の標準報酬月額について十分に認識していたものと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 34 年 1 月まで
私は、申立期間においてA事業所でB作業員として勤務し、仕事をしてきたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚3人についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち聴取できた二人は、「申立期間においてA事業所でB作業員として勤務したが、厚生年金保険料が控除されていたか等については記憶していない。」と述べている。

また、A事業所では、「申立期間当時の厚生年金保険の適用については、資料が無いため不明である。」と回答している上、申立期間及びその前後の年度について、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得者数の年度別推移をみると、昭和 31 年度は 271 人、32 年度は 448 人、34 年度は 468 人となっていることが確認できる一方で、申立期間の 33 年度は 4 人のみであることが確認できる。

さらに、昭和 33 年度に資格を取得している上記の 4 人は、34 年度から共済組合に加入していることが確認でき、このうちの二人は、「試験に合格したが、採用枠が無かったので正式採用されるまでの臨時採用期間中であった。」と証言し、他の二人は、「内勤職員であった。」と証言していることから、A事業所では、申立期間を含む 33 年度当時、B作業員については厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。